

TOYO TIRE株式会社

定 款

2020 年 3 月 27 日変更

第 1 章 総 則

第 1 条（商号）当社は TOYO TIRE 株式会社と称する。
前項の商号は、英文では Toyo Tire Corporation と表示する。

第 2 条（目的）当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種タイヤ及び各種ゴム製品の製造、加工並びに販売
2. 合成樹脂製品その他化学製品の製造、加工並びに販売
3. 産業機械・器具・装置の設計、製作並びに販売
4. スポーツ用品の製造、販売並びにスポーツ施設の経営
5. 天井材・壁材・床材等建築資材の製造、加工並びに販売
6. 土木・建築工事の設計、施工、監理並びに請負
7. コンピューター及び周辺機器の販売、ソフトウェアの制作及び販売並びに情報処理サービス業
8. 不動産の賃貸借、売買、仲介並びに管理
9. 損害保険代理業並びに生命保険の募集に関する業務
10. 旅行業法に基づく旅行業
11. 前各号に付帯関連する一切の事業

第 3 条（所在地）当社は、本店を兵庫県伊丹市に置く。

第 4 条（機関）当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第 5 条（公告方法）当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第 2 章 株 式 及 び 株 主

第 6 条（発行可能株式総数）当社の発行可能株式総数は、4 億株とする。

第 7 条（自己の株式の取得）当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（**単元株式数**）当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（**単元未満株式についての権利の制限**）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第10条（**単元未満株式の買増請求**）当会社の単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すよう当会社に対して請求（以下、「買増請求」という。）することができる。但し、当会社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。

買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規則による。

第11条（**株主名簿管理人**）当会社は株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第12条（**株式取扱規則**）当会社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

第13条（**総会招集の時期**）当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合にこれを招集する。

第14条（**定時株主総会の基準日**）当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

第15条（**総会の議長**）株主総会の議長は、社長がこれにあたる。

社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれにあたる。

第16条（**株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供**）当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第17条（**決議の方法**）株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第18条（**議決権の代理行使**）株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。但し、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（取締役の員数）当会社の取締役は、11名以内とする。

第20条（取締役の選任）取締役は、株主総会において選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（取締役の任期）取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって終了する。

第22条（代表取締役及び役付取締役）取締役会は、その決議をもって代表取締役を選定する。代表取締役は、各自当会社を代表する。

取締役会は、その決議をもって、取締役会長及び社長各1名、副社長若干名を選定することができる。

第23条（相談役）当会社は、取締役会の決議によって相談役を置くことができる。

第24条（取締役の報酬等）取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。

第25条（取締役の責任免除）当会社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

当会社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第26条（取締役会招集の通知）取締役会を招集するには、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対し招集の通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

第27条（取締役会の決議の省略）当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第28条（取締役会規則）取締役会に関する事項は、本定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

第5章 監査役及び監査役会

第29条（監査役の員数）当会社の監査役は、4名以内とする。

第30条（監査役の選任）監査役は、株主総会において選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

当会社は、会社法第329条第3項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる

場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 31 条（監査役の任期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって終了する。任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 32 条（常勤監査役） 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。

第 33 条（監査役の報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

第 34 条（監査役の責任免除） 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。

当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定に基づき、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 35 条（監査役会招集の通知） 監査役会を招集するには、会日の 3 日前に各監査役に対し招集の通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

第 36 条（監査役会規則） 監査役会に関する事項は、本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。

第 6 章 計 算

第 37 条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの 1 年とする。

第 38 条（期末配当及び基準日） 当社は、毎年 1 2 月 3 1 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行うことができる。

第 39 条（中間配当及び基準日） 当社は、毎年 6 月 3 0 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

第 40 条（配当金の除斥期間） 配当財産が金銭である場合は、受領権者がその支払開始の日から 3 年を経過してなお受領しないときは、当社はその支払い義務を免れる。